

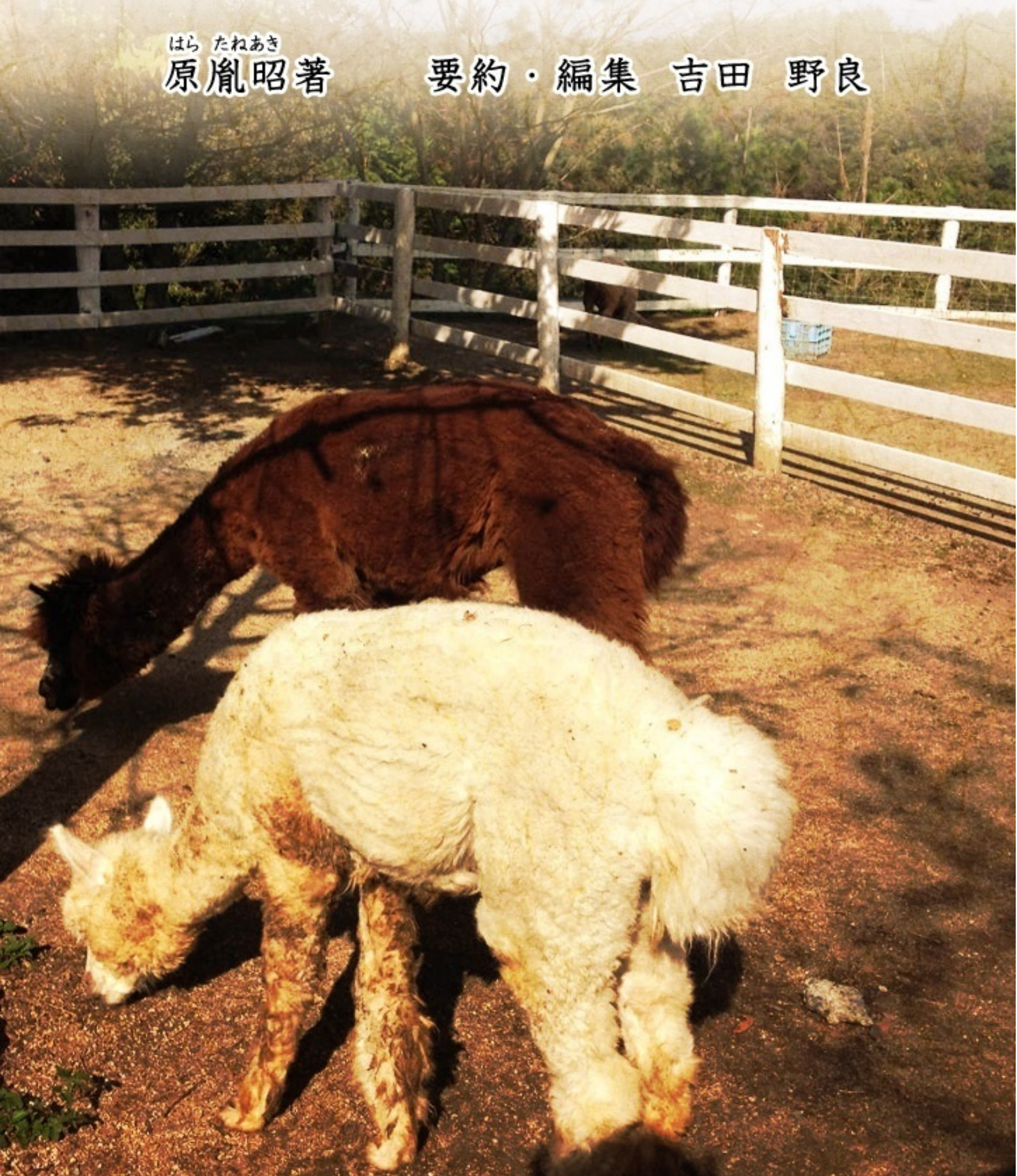
激動の、江戸から明治へ 元与力が語る更生の物語

前科者は、 なぜ、又、行るか。

はら たねあき

原胤昭著

要約・編集 吉田 野良



激動の、江戸から明治へ

元与力が語る更生の物語

原はら胤昭たねあき 著 (昭和八年六月発行)

ぜんかもの

前科者は、

なぜ、また又、や行るか。

要約・編集 吉田 野良

はじめに

この小冊子は、昭和八年六月十五日発行の原胤昭著「前科者は。ナゼ。又、行るか。」（非売品）を要約編集したものです。この著作は近代デジタルライブラリーでご覧になれます。

更生保護の父と呼ばれる原胤昭は、江戸南町奉行の与力で、維新後、出版・新聞条例違反で入獄した。出獄後、キリスト教徒となり、兵庫仮留監の教誨師から、北海道に渡り、樺戸集治監等で教誨師として勤務。典獄（監獄長）の交代により、仕事上の意見対立から辞職。その後は、東京に帰り、出獄人保護事業に専念されました。代表作に「出獄人保護」（大正二年）があります。

私は、平成二十二年から二十四年まで刑務所の社会福祉士として、釈放時の保護業務に携わりました。私自身が、その原点に立ち返る意味で、この著作を一般の人が読みやすい形に要約編集してみました。皆様のお役に立てれば幸いです。

平成二十五年十一月

吉田 野良（誠）

諸言

「前科者は、ナゼ、又、行るか」の問に、思い浮かぶまま、ブツカリ放題に答えてみた。

出獄後に、私の保護を求めて来てくれた同胞の人数は、はや一万人を超えている。私の保護経験は五十年、年齢八十一歳。これが私なりの答えである。

拾い上げて見ていただけのような一粒の芥子種でもあれば、幸甚これに過ぎるものはない。ただ神の恩を感謝し、御援助いただいた方々へ、謹んで御礼を申し上げます。

昭和八年三月

原胤昭謹識

目次

問 前科者は、なぜ、又、行るか

第一答 保護事業を始めるきっかけ 7

(一) 筆禍で入獄、死体の山 8

(二) 田母野秀顕先生の死 11

第二答 自然に成立した保護所 12

(一) 英照皇太后崩御の恩赦 13

(二) 保護施設整備の急務 14

第三答 私が保護した人々 15

(一) 重罪、軽罪、男女、老幼 16

(二) 保護成績は良七、不良三 16

(三) 渡邊亀吉君の改心 17

第四答 仕事なく、食べ物なく、眠る家もなく 21

(一) 保護所は東京神田の神保町 22

第五答 無情な疎外

- (一) 相田良雄先生の鑑識眼 24
- (二) 保護所の昔の家主は蘭方医 25
- (三) 大隈侯庭園の慈善観菊会 25
- (四) 早稲田式大台所 26
- (五) 飯の山盛りに感激した勝っさん 27
- (六) 近衛篤磨公爵のお人柄 29
- (七) ビヤスレー將軍夫妻 29
- (八) 「モグラの金」こと中村金之助 33
- (一) 中村君の放免 35
- (二) 中村君の憤慨 35
- (三) S君の現実 37
- (四) 瀧川検事の憐憫 37
- (五) S君の最期 39

(七) 盗犯は、遺伝か、否 4 0

第六答 保護事業運営の秘訣 4 1

(一) 私一人で、コツコツやった 4 2

(二) 求めなかったが、財団法人に 4 3

第七答 一万人の保護カード 4 4

(一) 保護人も、医者や易者と同じ 4 5

(二) 保護カードの様式 4 5

第八答 神恩、祖恩を感謝して 5 1

(一) 江戸町与力の寄場見廻り役 5 2

(二) 家祖、原兵左衛門 5 3

(三) 殉教者、ヨハネ原主水 5 3

以上

第一答 保護事業を始めるきっかけ

(二) 筆禍で入獄、死体の山

アメリカの開国使節を乗せた黒船が浦賀沖に姿を現したのが、一八五三年。その年の二月二日、私は江戸の日本橋茅場町に生まれた。明治元年には十六歳、最も血の気の多かった明治十五・六年。日本は、鎖国攘夷の迷夢を破り、文明開化の黎明を迎えていた。

欧米文化の基礎はキリスト教にあると信じた私は、開国主義に熱狂し、キリスト教を探究しようともがいた。明治七年に洗礼を受け、布教伝道に力を尽くした。また、政党には加盟しなかったが、自由民権運動の伸張に、力を注いでいた。

当時著名な福島の河野広中の壮挙に共鳴し、河野広中、田母野秀顕、花香恭次郎他六名の肖像画に、政府転覆をもじって天福六家撰と題し、説明書きを加え、試みに三枚を売り出した。すると直ちに発売禁止となり、その夜に、警視庁に召喚された。

明治十六年十月一日、私は東京軽罪裁判所において、出版条例・新聞紙条例違反により、軽禁錮三月、罰金三十円の附加刑を言い渡された。そして、東京・石川島の監獄、昔からあ

った佃島の人足寄場を繕った牢屋へ放り込まれた。

私の入れられた第三監房は、三百人が押し込められた板床の大牢であった。多数の四寸角の柱で囲われただけ、吹きさらしで汐風にあおられている。夜は、頭と足を互い違いに寝る。破れたゴザを三人の男が引っ張り合い、身体を合わせて暖をとる。シラミがウヨウヨいた。

その頃の監獄には、依然として旧幕時代の牢名主がおり、専権の牢風も残っていた。初冬の寒冷に、赤色の木綿の単衣一枚ではとても耐えられない。感冒にかかって発熱、苦闘数日、激烈なチフスが襲う。同監の囚人が伝染して、ついに私も感染してしまった。

病監は、別棟の広い部屋で、畳十五枚と二十枚の合室である。四枚幅の布団に丸まって寝ていた。医者は、一日一度来たかどうか。薬は看護囚人の手加減次第だが、枕元に置かれた空き瓶に入ったレモン水が、冷たくうまかった。それ以後の意識は、曖昧朦朧……

枕を並べた囚人は、高熱に浮かされ、呻き、怒鳴り、叫んでいる。炎熱に耐えかねて、駆け出す者もあった。毎晩六時、監房戸口を戸締りする時には、看護囚人は素足で、我ら病囚

を一人一人踏みつけて見る。身体を動かしたり、答えがあればよし。

答えがなければ、その夜、看護囚人がその動かない死体の片付けに従事することになる。廊下に運び、衣服や布団は丸めて室外へ放り出し、死体をまとめて屍室に運び、積み重ねる。あたかも死人の積み山である。

・・・どこかで、私の牢名、三二六を呼んでいるような声を聞いた。目を開けて辺りを見回すと、前日の病室ではない。着衣もない、丸裸だ。左右を見回すと、囚人たちの死体が累々と横たわっている。ゾツとした、私の身の毛はよだった。

私は、からくも棺桶の蓋が閉じられないうちに、知覚を回復したのだ。起き直って、腹ばいになったまま、アア神様、アア神様と絶叫した。そして累々たる死体の山を見、積み重ねられた棺桶を見上げた。その光景は、今なおありありと記憶に残っている。

(二) 田母野秀顯先生の死

生き返った私は、以前の病監へ戻された。そこに、たまたま（福島事件の）田母野秀顯先生が倒れ、この病監に移って来られた。三度ほど話をお聞きしたが、世情を憤慨すること数日の後に、先生は逝去された。私が、己を忘れて囚人の保護を願うのはこういうわけがある。

私はこの牢獄生活で、すっかり囚人の悲惨と苦しみを舐め、囚人の状況を推察した。泥棒は、決して天然自然に湧き出るものではない。それなのに、前科者は、なぜ再犯をするのか。私は、囚人の実状を思い、一人でも多くの者を、神の前に導き、更生させようと誓った。

第二答 自然に成立した保護所

(一) 英照皇太后崩御の恩赦

その後、在監中の大病と腫れ物で、私は半年間苦しんだ。在監中やこの病氣中、石川島の牢内で私から話を聞いたと、神田の宅へ出獄人の訪問があり、就職や旅費給与、一時宿泊などの労をとったことが数回あった。このようにして、私の保護事業は始まったのである。

その後も出獄して来る者から、牢内の実話を詳しく聞き取り、更に憤慨の度を増し、監獄改良の途へ突進し、囚状考査と犯罪研究の道程に登っていった。私は新設された兵庫仮留監の教誨師となり、その後、北海道釧路監獄に移り、重罪囚の教誨と囚状考査に心を砕いた。

この在職十四年の間にも、出獄人を保護していた。後、典獄の更迭があり、治獄意見の衝突により、北海道に在職していたキリスト教の教誨師と共に連袂辞職をした。帰京後は、島田三郎先生主筆の毎日新聞社の事務長に任用された。

明治三十年、英照皇太后崩御による大赦施行の宣旨があった。この恩を被る重罪の長期期囚人の多くは、私たちが教誨した終身懲役、無期・有期徒刑、流刑等の囚人であった。これ

を保護することは、東京にいた自分の責務であると思った。

(二) 保護施設整備の急務

私は、この恩赦に伴う赦免人保護施設の整備が急務であることを、時の土方宮内大臣に申し述べた。私の保護事業は、金ではなく、心であり、初めから多くの金を要しないと思い、寄付金募集もしなかった。しかし、多くの理解ある方々の寄付を、求めずして受けた。

第三答 私が保護した人々

(一) 重罪、軽罪、男女、老幼

私の保護カード第一番は、強盗・窃盗十数犯、大和無宿こと大和亀吉君である。後に、婚家の姓を継いで、渡邊亀吉と名乗った。彼を筆頭に、昭和六年末までに、私の保護した同胞は、九千九百九十一人、うち男九千三百十九人、女六百七十二人であった。

(二) 保護の成績は良七、不良三

私の保護成績を調べてみると、保護期間の長短や犯罪事由の違いがあり、一概には判断できない面もある。しかし、単純に、三年間無犯罪であることに限って述べると、良成績が七割、不良は三割と見られる。

(三) 渡邊亀吉の改心

私の保護した人たちには、長きは三・四十年の交際を継続している者あり、就職し身元保証を解除、数年にわたる者もある。それは、時間や活路の問題ではなく、心に響く動静に、保護者としてのみ味わえる感興がある。

渡邊亀吉君は、明治二十九年、岡山孤児院の経営が困難な時期、会計を担当して永眠した。渡邊君は綿密な日記を書いていた。生前の日記が私の手元に保存してあるので、その二三をここに紹介したい。

明治二十五年三月十四日

僕は今日妻に対し、又一人の少年に対し怒を発しました。何卒恕し玉へ。明日は再び此罪を犯さぬ様に為させ玉へ。

明治二十五年十二月二十九日

年内の誠言 自省。

- 一 汝は性全く更生し居らぬぞ。
 - 二 人の罪を責むるに酷なること。
 - 三 高慢なること。
 - 四 高潔に非らざること。
 - 五 不親切なること。
 - 六 不熱心なること。
 - 七 祈祷に切ならざりしこと。
- 右等は年内に於て、汝が言ひ逃るることは出来ざる事実なり。汝猶他に憶ひ起せしこと等を、右等とを悔改めて、明年の清き朝を迎へよ。

祈祷

神様よ。今僕は頭痛と身体の痛み等により、悉く年内に犯せし罪を見出すこと能はず。何卒罪を赦し給ふて、妻に対して罪を犯さざるよう導き給へ。妻も僕も外事に心を奪はれ易く、其れが為に言を慎まず。心は急き知らず識らずの内に、子供に悪しき風を伝来する恐れあり。何卒明年の朝より新たなる人となり得るやう導き給へ。妻の短気なるは私の短気なる故なり。主の寛容を学ばしめ給へ。

明治二十六年三月十九日

吾人の生を得るは、他に善き無し。神と基督を識るにあり。然れど知識のみを以て識るにあらず。神と基督に合体することなり。彼の宿り木の如く、本樹の生養を取りて成長しても、本樹の如き葉を生じ果を結ばざる如き信徒の数に入り度くなし。基督の樹に連りて其実を結びたきものなり。

明治二十六年四月十五日

我不具者にして人々の前に出づることを慚づること屢ばなり。余が幼時、母にものを求むれば、火鉢又は膳の引出しより、三臈円、五両丹等の練薬、又は（カンゾ）其他の薬品混りの菓子と與へられたり。余は当時何時も同じ食物を与える故に珍らしからずと、無理言うて母をこまらせしことあり。然れども今余が病身と、身体の人並に成長すること能はざると、不具なるを思へば、此菓子の中には、甘き母の愛の涙が含みありしことを覚れり。

嗚呼、人並ならぬ病体の兒は、母の涙の種となりしこと言語に盡せず、母よ、幼時のワンパクなりしを侘び申なり。

常には余を愛し給ふ愛によりて、余の醜体を包まれて、他の兒共に勝るものの様に思はれしならん。されど又時折に触れては、他の小兒の無病完全を見るに附け、余が醜を恥ず、又余が為には人知らぬ涙を飲み給ひしこと多からん。

母よ、余は汝の苦心を『オモヒヤリスル』齡に達せり。嗚呼、遅れたり遅れたり、おそかりしおそかりし、最早母は在さず、樹 静かならんとすれど風止まず、子 養わんと欲すれども、親在さずとは、人ごとにあらず、今は我身の事ぞかし。

余は汝に謝す、汝が余を愛し玉ひし其愛を苦心は神の恩、基督の愛を知るの階梯となれり。余が神の愛、基督の恩恵を忘れんとする時は、汝の愛を恩出して復神の愛を思出すこと屢なり。

又、神の愛を知る時は、汝の愛も連想するなり。汝は余に神の愛を知らしめる導師なり、示教者なり。

今朝多病矯軀の可憐なる人の話を聴き、同情の念が燃えし時、汝の尊容さながら視るが如くありし。

第四答 仕事なく、食べ物なく、眠る家もなく

(一) 保護所は、東京神田の神保町

私の保護経営は、初めの頃は、何の名称もなかった。だいたいこの仕事は、保護であると言われるものかどうか、それさえ私は知らなかった。明治の十五・六年では、社会事業という呼び方も、慈善事業という呼び方もなかった。

「お救い（おすくい）」、「施し（ほどこし）」、「功德（くどく）」などと呼ばれていた。だから、私の家の門・玄関には表札も出してなかった。その後、全国に八・九百か所、今では千に近い保護所ができたが、私の所だけは無表札で、日本で唯一の無名事業である。

私は、彼ら囚人の現状を直視し、気の毒なものであるとの思い迫って、監獄から出て、私を頼って来る者を、我が家に引き入れ、飯を食わせ、金をやり、着物を着せ、暖かい蒲団で寝かせてやった。それが病みつきとなって、私の家庭が保護所になってしまった。

最初は神田の須田町。それから、犯罪の研究に惹き付けられ、神戸から北海道、釧路に移り、次が、石狩の樺戸。その後は東京に帰り、神田神保町へ住んだ。後に、今の柳原町萬世

橋の脇に移転改築し、震火で灰になったが、今はまた復興している。

昔は、私どもが保護しようと思っても、世間がやかましく、寝泊りさせる所さへ、絶対に与えてくれなかった。今でこそ、何々保護会とか、大きな看板を出しているが、私が神田に保護所を建築しようとした明治三十六年頃は、周囲の住民から反対の大騒動をやられた。

当時の人たちは、私たちの経営する保護所を、あたかも開けっ放しの監獄でもあるかのように思っ、恐れ戦いていた。反対演説、強制勧告、新聞記事などで数日騒がれたが、私は泰然として反旗もあげず、普請を進行させた・・・

・・・さて、わが保護事業所の位置は神田神保町に決まった。この界限には江戸一番の労働市場である神田三河町がある。古来伝統の日雇取り、働き人夫がその日その日の労働市場である。これに各種人夫の部屋頭、世話役などの居住地もこの付近にあった。

当時、東京の土木建築、請負師の王者である清水組所属の各部屋頭の住居もこの辺りにあった。清水組の専務支配人は、出獄人を嫌忌せず雇用してくれた。加えて、錦町にはガス

会社があり、水道橋には砲兵工場があり、日々数百人の人夫を使っていた。

(二) 相田良雄先生の鑑識眼

先頃、雑誌「社会事業」に相田良雄先生が、わが保護事業について書かれていた。相田先生ご觀察の通り、保護教化上、居は最も大切なものである。私はそこまで考えが至らなかつたが、先生の賛辞をいただいたのは、実に天佑という外はない。ここに抄録させていただく。

・・・原翁の保護の仕方は、保護の効果を有効ならしめたいとの考えから、保護の可能性のない者は初めから、引き受けないことにした。之が為に原翁は選り食ひするとの非難をする者もあつたが、効果のないことに骨を折るは、恰も泥水に錦鯉を投ずるようなものである。

・・・或人が初めて翁を訪問したのは、明治三十五・六年頃であつた。その時翁は神保町に堂々たる門構の式台附の家に住まわられてゐられた。旗本屋敷らしかった。一見すると豪華な生活をしてゐるように思われるが、其れは寺院教会を荘厳にするのと同じである。塙壁高からざれば小人内

を窺ふ。安っぽい家では彼等の第一印象を悪くし不安を与える。門に入って先づ知る主人の風尚で、玄関が大切である。是れも原翁の苦心で、保護事業成功の秘訣の一つであろう。東京市区改正の為に元柳原町に移転されたが、その家屋の建築にも特色を表していた。

(三) 保護所の昔の家主は蘭方医

保護所に使用した建物は、基督教の仮会堂として使っていたものを資産家から安く譲ってもらった。もともとは旗本奥医師の邸宅であった。医者、弁護士、建築家等の業務に携わる者は、信用が第一である。前述の相田先生の批評にあるように、そこに学ぶべき要素がある。

(四) 大隈侯庭園の慈善観菊会

五・六年して、市区改正のために柳原町に移転しなければならなくなった。移転改築に急を要したが、建築資金の名案も浮かばず、早稲田の大隈重信侯に相談に行った。大隈侯は、

庭の花壇の菊を見せて、見学料をとることを提案された。

そして、明治三十六年十一月に早稲田観菊慈善会を開催して、数千円を頂戴した。だから、大隈侯が造ってくれた保護所であると言える。この事実は、我々にとって深い印象となり、保護感化上に、さらに大きな影響を与えている。

強盗殺人ともいう札付きの前科者を、百人も二百人も收容したのだから、生やさしい気概では制御しがたいこともあった。私の方も、江戸っ子の啖呵を切って、怒鳴り倒してやったこともあった。これも有力な後援あってこそできたことである。

(五) 早稲田式大台所

ここに、大隈侯の台所についての卓見を書き記しておきたい。ある日、工事の進み具合を報告に行った時に、「原さん、台所はどうしたへ。どんな風にやるのかへ。天井の高さは、天井の板は。」と聞かれた。私は何も考えていなかったが、候は次のように言われた。

「台所は最も大事なのだよ。ああいう境涯の人には、なおさら大切な事なのだよ。天井は成たけ高くするのだ。総て広々とさせ、ゆたかに、気持よく飯の食べられるようにして、飯は充分に食わせておやりよ。腹をウンとふくらましてやるのだ。いやあ、ああいう人たちはばかりではない。人間は、誰でも左様だ。飯を食うところは、広々とした、明るい、気持ちのいい、朗らかな場所にしていくのだ。一つ大隈の台所を見て下さい。」

(六) 飯の山盛りに感動した勝っさん

勝っさんは、芝新網町の木賃宿を寢床とし、年齢四十、東京出生、職業は定職無し、人夫日雇取り。ある期間は、幾度となく在監の人、過去はいずれも不良、酒、博奕、喧嘩が好き。妻子、親族、身寄り何にもない。ただ有るものは、強健、力量。

私のところに收容してどうしたかと言うと、ちようどガス会社の運搬人夫が多数必要とされてきた。勝っさんには持って来いの仕事。二三か月経ち、貯金も出来て定職人夫になり、

保護所を離れて小頭の部屋へ入った。死ぬ前に、次のような話をした・・・

誠にお恥ずかしい意地の汚いような話ですが、あつしは貧乏な生家で、三度の飯もろろく喰はないで、生きて来たのですから、旦那の所へ初めてあがった時に、おはちを自分の側に寄せて下さって、皆んな喰ってしまってもいいのだよ。そこに布団もある、湯もすぐ沸くよ、とおっしゃって、旦那は三階へあがってしまった。実の事、旦那、あつしはあんな目に合ったことは初めてです。忘れもしません、あの時、旦那が立った姿を見て、寒そうだなアと思いました。世間にはこんな事をしてくれる人もあるものかと。よそって下さった飯の山盛りを、あつしはボンヤリして見ていました。

旦那が奥へ引つ込んで後で、あつしは辺りを見回したら、大きなガス竈、広い大きなチャブ台、その上に茶碗小皿が、真っ白な布巾に覆われてあった。上を仰向けば天井は高く。ガス灯はきれいに点いていた。あつしは思わず知らず、グウツト背を伸ばして仰向いた。いい心持ちでしたよ。

相田先生の鑑識を承り、図らずも思い当たる事を発見した。また、その意味で客間や私の書齋を、外人に見せてもいよいよ装飾にも注意しました。わが国の文明開化の現実を、海外へ周知するにも、精神的慈善事業の存在や實際を知らせるにも適切なことと思っていた。

(七) 近衛篤磨侯爵のお人柄

明治三十二年四月、近衛公の渡欧に際して、綺麗な縮緬絵版画の表紙で挿絵を入れた、我が保護所の英文小冊子を作った。それらを、然るべき欧米人にお渡し下さるよう、お願い申し上げた。公はこれを快諾下さった。

ご帰朝になった時、旅行手帳を出して、何の会席にて、何の宴席にて、誰に何冊お渡しになられたかを細かにご報告下さった。皇室に次ぐ身分で、現貴族院議長にして、このお人柄。私は、心から感服してしまった。私の保護所に外国人の参観が多かった最大の原因である。

(八) ビヤスレー將軍夫妻

一九〇〇年、ペリー提督の記念碑が久里浜に建設された。その時に、浦賀沖に来た艦船の

乗組員だったビアスリー將軍が来日。將軍夫妻は、わが国の進展と心からの歓迎に歓喜し、日本人夫婦を家庭に雇用したいと申し出た。そこで推薦されたのが水谷氏である。

水谷氏は、二十四年間、忠実に將軍夫妻に仕え、將軍夫妻が亡くなった後、日本に帰朝した。その際に、当時の我が保護所、被保護人、私家族の写真数枚を携えて来られた。当時の写真は大地震災で失われていたので、死んだ子の甦りを見たようで嬉しかった。

補足

【禁酒について】

禁酒について、規則にはどうしているかと、度々聞かれる。私は酒を禁じていない。私の主管は禁酒事業ではない、出獄人保護である。酒の飲めない者は少ない。皆、酒に飲まれた人である。禁酒の規則を貼り出したところで、酒を飲んだことにより放逐する、故に寝泊まりする所も無くなって泥棒をする。それでは保護にも盗犯防止にもならない。毒を飲んで医薬を求める馬鹿者はない。飲むも飲まないも自分の了簡である。自ら決めた禁酒でなければ、

その効果はない。私たちには、自らこれを判断する意思の能力がある。

【盗難について】

君の家では被保護人も家族も同居だが、盗難被害はないものか。他から見るとそのように思われるが、そこが彼らに同情してやる根本意思の動く所で、世間の人の見解と実際とは全く違う。私どもの金品など持ち出されたことは一度もない。

【恐怖について】

君はともかく、細君や娘さんたちが、よく怖がらないね、放火されたり、殴られたりしたことはないか。老幼を問わず被保護人には精神異常の者がいるので、慎重な注意は必要とする。私は神の擁護により処理しており、顧みて、一人でも私を敵視する者はなく、私もまた憎らしく思う者は一人もなかった。

第五答 無情な扱い

(二) 「モグラの金」こと中村金之助

保護する相手が相手だけに、その成績はすべて良というわけにはいかない。しかし七割は成績良とみられる。もともと保護を受けなければならない境遇の人たちであるから、知識階級や有産階級の人はいない。

私はいつも次のように思っている。まずは、泥棒をさせないようにする。これを主眼とした。だから、窃盗犯以外の殺傷、詐欺、賭博犯などは、ほとんど受けしないで、盗難防止を第一義とした。

保護と感化とは、全然その指導方法が違う。親類が費用を払うとか、寄付するとか、別に謝礼をするという申込みも随分あったが、そんなものは頑としてはねつけ、専門以外のものは全然収容しないようにした。

私が保護した者は、強盗・窃盗犯が大多数で、犯数から言うと、初犯と再犯以上が半々で、数犯乃至十数犯、数十犯、百犯以上という者もいた。百犯以上のしたたか者は女性で、幸い

に改心して結婚、穏健な農民生活に入って亡くなった。

私の保護事業では、成績を表示しても、社会的に立派という人物は出るはずもない。それでも多人数の内には、牧師、教育家、僧侶、神官、官公吏。実業家、商人、農業・漁業・鉱業従事者もある。

明治十七年より、私は兵庫仮留監の囚徒教誨主任となり、神戸に仮寓していた。仮留監は、徒刑・流刑囚を集治監へ収容するため、地方監獄から移送された囚人を仮に集めた監獄である。ある日、兵庫県典獄から「モグラの金」こと中村金之助の相談を受けた。

「モグラの金」というあだ名の由来は、本監の大牢監房から構外へ出る、大きなトンネルを掘り、十数名で脱獄する陰謀を企てたことによる。その中村が、数日前には、外役中に逃走しようとした二囚人の一人を、追跡して捕まえたのである。

典獄の話では、数日で放免される中村が、危険を冒してまで、命がけの働きをした心底がわからないとのことである。しかし、彼のような者にも良心はあるのか。あるならば、その

良心を引き伸ばして、真人間にしてやりたい、と願っていたのである。

(二) 中村君の放免

先日の典獄の話に、他の放免よりも早く出しますと言われてたので、早めに放免門の前に行った。そのうち、夜具包み程の大包の外に、三ツ四ツの風呂敷包と本人が出てきた。どしや降りの中、人力車に荷物を積んで、中村君と私が後を押した。

(三) 中村君の憤慨

中村君は放免以来、毎日外出するが、夜分は早く帰って来る。諸所に就職の口はあるのだが、仕事先が決まらない。「甘い言葉ややさしいお世辞は降るほどあっても、さて俺を寝泊まりさせる家は一軒だっってない」と嘆息した彼は、ある時、次のように語った。

「旦那、こんな事を言つては済みませんが、實際、世間は薄情です。私は今夜、もし旦那の所へいるという事がなかったら、今夜は又こうするでしょう」と、右手の人差指を曲げて見せました。これを見て、私の総身に鳥肌が立った。

「私も今まで、大勢の放免者を見て、こいつはと思つたものが、又喰らい込んで来る、不思議に思いましたが、今度という今度は判りました。世間は無情ですなへ。」

今、中村君は、私の紹介で尼崎のマッチ工場に就職し、泊り込みで、順調に稼いでいる。

(四) S君の現実

S君は前科二十二犯、罪質は単独での窃盗・空巢、刑期は最長六月から最短一月。初犯は二十五歳。前職は警察官。中流階級の出身。当所保護収容時は四十一歳だった。累犯の理由を尋ねると、食わず飲まずには居られない、素っ裸では居られないというのが彼の持論。

一時は保護会へ送られたこともあるが、前科・犯数を言うと、十銭か二十銭のメシ代をくれて追っ払われる。今度はと、改心の腹を固め、生まれ故郷へ帰って、平身低頭で詫びても、家名を汚した者は家門の敷居は跨がせない、出て行けと門口を押し出される。

(五) 滝川検事の憐憫

ある日、滝川秀雄検事から「前科の犯数だけ見ると、もうダメなようですが、僕はどうも未だ、この人間には見どころがあると思つて、大分時間を費やして調べてみました。どうか一つ御丹精を願つてみたいのです」と、S君を保護する依頼の電話があつた。

私は彼が検事局から送られて来るのを楽しみに待った。楽しみと言つては道楽じみて悪いが。モノには必ず興味というものがある。滝川検事の見解を味わうと、そこに興味がある。S君を収容した私は、更に要点を尋ねた後、彼にこう言つた。

「S君。どうで君は、今大病に罹つて居るのだよ、三月や四月で治ると思つちや、いけないねへ。先づ君の眼が俺の顔の真ン向うで光らなくなつては、いけないねへ。此の長い時間の間、先刻からおめへの眼は、全く下を向いて、俺の足の指を見ていた。そんなら何所も見ねへかと云えば、時折、俺の様子を、そうつと下から見上げる。その大きな盗み眼の光と来たら、怖いすごい大目玉。」

「S君、俺も男だ。一旦保護してやると引き取つたからにや、俺の子分だ、キットそれだけの事は力になつてやるよ。・・・ナアに身体が弱へえから、仕事がとれねえへつて・・・仕事が出来なけりや遊んで居ねへ。二年や三年食い倒して居たつて、俺んちの米櫃は空にやならねへよ。そんな事より、おめへの眼が俺の眼にぶつかつて、視線と視線を合わせて、心からの話の出来る男になつてくんねへ。」

(六) S君の最期

S君の就職はなかなか難しかった。第一には強度の酒癖。性質の偏屈、身体虚弱、労働不可能。私の手許にいて一人前の仕事はよく出来た。飯も炊く、野菜も煮る、帳面もつける、金銭の出納もする。終に、病気により大正十五年、神保医院で亡くなった。

S君の遺骨について、私は彼の亡父の墓に埋めてやりたいと思って、親戚の長者へ交渉を試みたが、頑として受諾しない。再三書状や使いをやったが応じない。最後、親戚の長者が来て、次のように言った。

「保護の趣旨は了解した。しかし、彼はわが家門を追い出したものだ。親でも、子でも、もちろん親類でもない。我らの墓地に埋める理由はない。」と拒絶。仕方なく、私の墓地に埋骨し、後世を弔いましょうと答えた。彼は遺骨に拝礼することも拒絶し、退去された。

被保護人の遺骨で、親戚や故旧が引き取らなかつたものは、生前に私の墓に埋骨を求めた者を含め、千葉県手賀沼の湖畔にある、原家墓地に埋葬した。その墳墓は五十三基ある。現

世に信仰を共にしたように、一つ所に眠って來世を待ちたい。

(七) 盗犯は遺伝か、否。

盗犯行為は遺伝ではない。私たちは安心して彼らを保護してやって良い。決して、無駄な骨折りでない。このために資金を義捐したのは損失ではない。社会改善の有益な事であったことを確認する。

第六答 保護事業運営の秘訣

(二) 私一人で、コツコツやった

私の保護のやり方は、被保護人を働かせ、自力で自活できるようにさせた。故に、(貧困者の) 救療所や孤児院・養老事業経営のように、衣食費や雑費は多くかからなかった。また、私の経営方針は、受付も庶務も会計員も誰も雇わなかった。

それは、使用する人や金が無かったわけではないが、私一人でコツコツやったので、最期まで事務員や有給雇員を使用しなかった。何か差し支えて私の行かれない時には、妻か子女が、代理してくれた。

これを雇用した事務員にカバンを提げさせ、保護会から参りました式でやっては、情合いが移らない。旦那が忙しいから、奥さんが、とか乃至坊っちゃんがお嬢さんが式だと、人情味があつて、誘導に都合が良かった。

(二) 求めなかったが、財団法人に

私も、総てにおいて金を使わず、儉約ばかりしてやろうとは考えなかったが、一人の者を保護しようと思えば、その個人を知悉し、個性を知らなくてはならない。故に、他人を使わず、主管者自身でやり、不行届きはあろうが、自分の心だけを尽くしてきた。

私の事業は一つの社会事業として公認されていたが、経費を多くかけず、自分から寄付金は求めなかった。経費の少ないのと寄付金を多く集めず、事を足らせて仕事を多くする、これを以って私の念願とした。

しかし、関東大震災の後に、各方面からお見舞金や救護金の配分を頂いて、焼け太りになったので、昭和二年に東京保護会と称して、財団法人の許可を受けた。そして、出獄人の保護、児童保護、福利事業、小住宅供給事業を営んでいる。

第七答 一万人の保護カード

(一) 保護人も、医者や易者と同じ

医者が、病人の脈をとらずに病を言い当て、人相見や易者が筮竹や算木、天眼鏡を使わないで要件を言い当てるように、私たち保護人も、年来いろんな人に接して、その来歴や心底を聞く経験を重ねることで、その要諦を自然に身につけるようになった。

被保護人を安心させ、保護人を信頼させて、真実を言わせる。彼の告白が虚偽に流れ出ようとしたら、これを本体に引き戻す。被保護人は自分の言いたいことや感情を抑え込むこともある。その辺に、保護人の苦心があるが、また興味もある。そこが一番面白いのである。

(二) 保護カードの様式

保護カードというのは、被保護人の身分経歴、犯罪事由、生育家庭、保護始末と現在の様子を記載している記録である。私の座右に並べ、日毎の来訪、来信、動静を書き添える。カードには本人の総てを記載しているから、私が死んだら焼き捨てるように遺言している。

保護カードの様式は、当時何らかの参考書があつて成案したものではない。私が、兵庫仮留監や北海道釧路監獄所権戸集治監で、囚人教誨の職を執つた明治十八・九年頃、囚情考査の必要から、囚人の心状・行状・犯由等を聴取り、記入した囚人身分手控えの簿冊である。

(大正 年受付) 保 護 要 票 (1)

第 号	大正年月日受付	退所月日	寄宿延日数	食費
氏名		歳 年 月 日出生		
		兵役関係 適齡当年		
寄託者		寄託者と本人との関係		
收容前居住地		收容前夜宿泊所		
父 母 職業 現住所				
兄 弟 姉 妹				
原 籍			族籍	身分
出生地			第 子	
保護扶養者氏名		関係	現住所	
配偶関係				
教育程度			成績	
平素の職			習得技能	
東京市に来住の時日 大正 年 月 日 到着場所				
同住家族の数				
同住家族中の就職 人員及其日の所得				
前雇主の住所		職業	氏名	
出京の動機		就職希望の業		
失業の原因			其時日	
家出の状況				
旅費の出所				
在京知己の有無				
健康状態			特徴	
体重入所時 貫 百 目 経過 日 貫 百 目 同上 日				
備 考				

(2) 氏名

当犯罪事由	前科事由	
大正 年 月 日 より放免		
罪質 種類		
刑名 犯数		
宣告 裁判所		
在獄期間通計 犯罪地		
犯由		
	備 考	
保護を求めたる要点		
監獄の賞表		
監獄の作業		

出獄人保護 第 号 (3)

生 育 時		近 親 族	
実父	別れし年齢 事由		
実母	同 上 事由		
十歳迄の家庭			
十五歳迄の家庭			
			備 考
嗜好性癖			
宗旨			
信仰			

(大正 年)

(4) 出獄人保護 第 号 氏名

保護終了		第 二 年 至 年 月	
摘要	大正 年 月 日		
保護後期第一年			年末現在成績
自大正 年 月 至 年 月		第 三 年 至 年 月	
			終期現在成績
	年末現在成績		

第八答 神の恩、先祖の恩を感謝して

(二) 江戸町方与力の寄場見廻役

幕府瓦解の前、私は与力五十人中の一人で、十三歳の番方与力だった。人足寄場見廻りは与力中の末席勤務で、新参者や若年者が割り当てられた。町方は立会役、南北両組より与力一人ずつが毎日臨検し、同心一人は泊り番である。

見廻り与力の職務は、各室・工場の巡視等であった。その他の勤務では、奉行所の当番宿直、処刑の検視、磔(はりつけ)、火あぶり、獄門(さらし首)、斬首の宣告・検視等があった。死亡者の検視で、その悪臭には閉口したものである。

それが、二十年後の明治十六年には、石川島監獄の病監、死体室の板の間に積み重ねられた、軽禁錮囚三一六の死体が、自分であった。そして、その後息を吹き返し、今、八十一歳の自分が、ここにペンを走らせているとは。

(二) 家祖、原兵左衛門

「徳川幕府種類」の「捕者帳」に、慶安四年（一六五一年）七月二十四日夜、丸橋忠彌を召し捕り、褒美をいただいた記事がある。同心二十四人が先手と後詰のふた手に分かれ、先手にて召し捕った。私の家祖である原兵左衛門の名前が先手検視の中にある。

当時の刑は、目の前で腕へ入墨（いれずみ）。尻を五十敲（たたき）、百敲（たたき）。斬首した頭部はゴロゴロ、獄門台に据えた首（頭部）、十字架に磔（はりつけ）て、両方の脇から槍（やり）で刺し貫かせる。その刑場に立つ与力は公儀の威光を背負っていた。

(三) 殉教者、ヨハネ原主水

私が、人より早くキリスト教を探究したのは、時代の推移に鑑識のあった父兄の教導に依っている。英米の宣教師に近付いて、入信し、明治七年十月十八日にアメリカ人のカロゾルス氏より洗礼を受け、東京長老教会創立に参加した。

当時は既に京浜間に公会創設があったが、組織に異見があったため、別立したものである。更に、明治九年に外人宣教師等の専横を忌避して、十八名の教友と謀って連袂脱会し、日本独立銀座教会を創立し、今は芝日基教会に属している。

旧幕時代、私の家柄は、江戸町方与力であった。それには、徳川家康公が関東に入国し、江戸を中心として執政するに当たり、戦国時代敗残の将士遺族を抜擢して、地方行政を執らせたという経緯がある。

家祖は下総手賀の城主であった原筑前守胤親で、その十三代目が私、胤昭である。胤親の子である原兵左衛門胤次は、幕府に召し出されて、江戸町与力となったのである。同じ流れを汲む殉教者ヨハネ原主水と、原胤次とは又従兄弟（またいとこ）である。

何時の頃、誰が計算したのかは知らないが、人間一人が生存する分量、その私の生存五十年をもって、刑余者のために、気の毒な生涯に陥落している、無告の同胞を介抱してやれ、保護してやれと、日本の社会事業に、私を召したのは、真に神の愛であった。

私は、尊きこの使命に用いられた事を感謝している。私はこれを願ったのではない。ただ、私はこのようにしなければならぬ羽目になり、自ずからこのように為しただけである。故に私には、ただ感謝があるのみである。謹んで、神恩、祖恩に感謝してここに筆を擱く。